

杉並区民営バイク駐車場育成補助金交付要綱

平成18年3月24日

杉並第89868号

改正 平成20年10月14日杉並第40404号
令和4年7月25日杉並第22810号

令和2年7月20日杉並第20818号

(目的)

第1条 この要綱は、道路運送車両法に規定されている原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「バイク」という。）の違法駐車を防止し、交通の安全及び区民の良好な生活環境の向上を図るため、民営のバイク駐車場（以下「バイク駐車場」という。）の設置に要する経費に対して、民営バイク駐車場育成補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次条に定める要件を満たした公共の用に供するバイク駐車場を設置し、経営する事業者等であって、鉄道事業者及び財団法人を除くものとする。

(補助対象となるバイク駐車場の要件)

第3条 補助の対象となるバイク駐車場は、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 23区内の主要渋滞箇所周辺や区が推進する違法駐車解消重点地域等（以下「補助対象地域」という。）に位置すること。
- (2) 補助対象地域において、既存の駐車場を改造し、又は土地を取得若しくは賃借して新たに2台以上整備したものであること。
- (3) 構造及び設備は、利用者の安全を確保し、かつ、バイクの駐車が有効に行えるものであること。
- (4) 収容台数のうち半数以上は、時間貸し駐車に充てること。
- (5) 当該バイク駐車場が継続して2年以上運営されること。

(補助の対象経費及び交付額)

第4条 補助の対象となる経費は、前条第2号に定めるバイク駐車場の新たな整備にかかる建設費とし、その建設が毎年度2月末までに完了する予定のものとする。

2 建設費とは、専用料金精算機設置、バイク施錠設備設置、入口改造・床面破損防止工事及び転倒防止ガードパイプ設置に要する費用、その他、区長が必要と認めたもので、土地の取得費、賃借料、各種手数料等費用及び消費税は除くものとする。

3 補助金の交付額は、建設費の範囲内とし、1バイク駐車場当たり30台を限度として、1台につき75,000円を補助限度とする。ただし、補助金に1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。

4 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、民営バイク駐車場育成補助金交付申請書（第1号様式）を区長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに民営バイク駐車場育成補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は前項の確認の結果、補助金を交付しないことに決定したときは、申請者に対して民営バイク駐車場育成補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金交付の決定を受けた申請者（以下「補助申請者」という。）は、補助事業が完了したときは、速やかに民営バイク駐車場育成補助金補助事業実績報告書兼完了届（第4号様式、以下「実績報告書」という。）を区長に提出するものとする。

(補助金の交付確定)

第8条 区長は、実績報告書の内容を確認し、現地調査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民営バイク駐車場育成補助金交付確定通知書（第5号

様式)により、補助申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の通知を受けた補助申請者は、民営バイク駐車場育成補助金交付請求書(第6号様式)を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助事業の変更・中止)

第10条 補助申請者が補助金交付決定後、バイク駐車場建設工事の設計変更等により、工事内容を変更する場合又は工事を中止するときは、民営バイク駐車場育成補助金補助事業変更・中止承認申請書(第7号様式)により、区長の承認を受けるものとする。

2 区長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、民営バイク駐車場育成補助金補助事業変更・中止承認通知書(第8号様式)により補助申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請又は実績報告の内容に不備(補助金等の額に係るものに限る。)があったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。

(4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付決定を取り消したときは、民営バイク駐車場育成補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により、補助申請者に対し速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 区長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助申請者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第13条 区長は、第11条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助申請者に対してその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

2 区長は、補助申請者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助申請者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 第1項の規定による違約加算金は、補助事業の成果等を勘案し、決定するものとする。

(違約加算金の計算)

第14条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助申請者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第15条 第13条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(帳簿の保存)

第16条 補助申請者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業により設置したバイク駐車場の共用開始後、5年間保存するものとする。

2 補助申請者は、区長から求められたときは、前項の帳簿の写しを提出するものとする。
(財産処分の制限)

第17条 補助申請者は、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、区長の承認を受けることなく、取得財産をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 補助申請者は、前項の処分をしようとするときは、民営バイク駐車場財産処分承認申請書（第10号様式）により、区長の承認を受けるものとする。

3 区長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、民営バイク駐車場財産処分承認通知書（第11号様式）により、補助申請者に通知するものとする。
(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(補則)

第19条 この補助金の交付の手續その他の処理については、この要綱に定めるところによるほか、杉並区補助金等交付規則（令和2年杉並区規則第24号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月20日杉並第20818号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和4年7月25日杉並第22810号）

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

様式 略